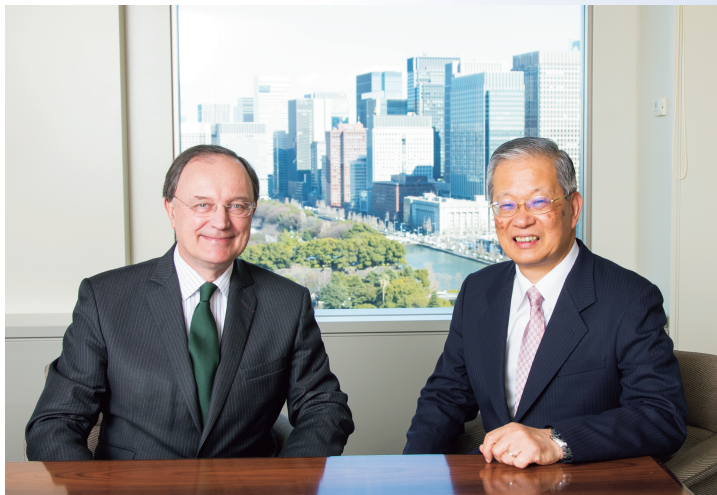


フランス会計基準設定主体 委員長へのインタビュー

平成 28 年 1 月 18 日、19 日にフランスの会計基準設定主体であるフランス会計基準局（ANC）のパトリック・デ・カンブール委員長、ジェラルド・ジル委員、セドリック・トネール国際担当ディレクターが来日し、当委員会の代表者とフランス及び日本の会計制度に関する情報交換を行ったほか、国際会計基準審議会（IASB）が取り組んでいる概念フレームワークや企業結合会計（のれんの会計処理を含む）等について意見交換を行いました。その際、当委員会の小野委員長から、ANC のカンブール委員長にフランスの会計制度や IASB が取り組んでいるプロジェクトに対する見解等について、インタビューを行いました。



左からパトリック・デ・カンブール氏、小野行雄氏

ANC 委員長 パトリック・デ・カンブール

〔インタビュアー〕 ASBJ 委員長 小野 行雄

ANC 委員長 パトリック・デ・カンブール氏

のいずれかがレビューする形を取ります。一方はフランス基準についての委員会、もう一方は国際財務報告基準（IFRS）についての委員会です。問題の性質に応じて、いずれかの委員会が審議を行い、その後、審議会に提出され、承認されます。これが、ANC の運営方法です。

資金調達については、2つの調達方法があります。1つは、フランス政府の予算に基づくもので、もう1つはフランス国内資金調達メカニズムと呼んでいるもので、これには上場企業と専門家団体が拠出しています。こうして調達された資金は、IFRS 財団やEFRAG への拠出、学識者とのリサーチ・プログラム等に使われます。これが ANC の仕組みです。

小野委員長 詳細なご説明をありがとうございます。それでは、次に、フランスでの会計基準についてお伺いしたいと思います。ご承知のとおり、日本では、IFRS の適用は、金融商品取引法の報告要求を満たすために連結財務諸表を作成する目的において認められていますが、個別財務諸表の作成にあたっては日本基準に準拠することが要求されています。フランスでは、IFRS の適用は EU での連結財務諸表作成

の目的で要求されており、個別財務諸表作成の目的においてはフランスの会計基準に準拠することが要求されていると理解しています。それでよろしいでしょうか。そうだとすると、IFRS と異なる国内の会計基準を設定することについて、国内の関係者から、複雑性などを理由とした不満は聞かれますか。

カンブール委員長 ご理解のとおりです。EU では、規制対象市場に上場している企業集団に対して IFRS の適用が義務付けられていますので、IFRS の適用は選択肢ではなく強制です。現在、フランスにおける個別財務諸表はフランスの会計基準に準拠して作成されています。これは欧州の主要諸国でも同様で、個別財務諸表については各国ごとに会計基準が存在します。個別財務諸表について IFRS を適用すると決定した国は、数か国しかありません。

複雑性については、作成者を含め、すべての関係者がこれを十分に受け入れているものと思います。特に、フランスの企業にとっては、個別財務諸表に安定的な基礎があることは重要です。これは、フランスでは、個別財務諸表は法人税の計算の基礎となるものであり、フランスにおいて会計と税務との間に適切な関係性があることが重要だからです。

フランスの会計基準と IFRS との相違点や類似点については、IFRS と敢えて違うものにしようということもありませんし、また、IFRS の要求事項や選択肢をフランスの会計基準に取り込もうということもなく、特段の法則はありません。フランスの会計基準の開発にあたっては、フランスの関係者にとって良いと思われるものを採用しています。その際、フランスでは伝統的に、業績、すなわち、純損益の計算書を重視しています。言い換えますと、その他の包括利益（OCI）は、そもそも存在せず、このため、フランスでは公正価値測定に関して非常に慎重なアプローチを取っています。

小野委員長 ありがとうございます。次に、EUにおけるIFRSのエンドースメントの話題に移りたいと思います。最近2年間にわたり、欧州委員会はIAS規則のレビューを行い、2015年6月に最終報告書を公表しました。当該報告書には、EFRAGの改組をはじめとする提案が含まれていました。当該レビューの結果についてどのようにお考えですか。報告書を取りまとめる過程において、EUではさまざまな議論があったと思いますが、EUにおけるIFRSのエンドースメント手続についてはご満足されていますでしょうか。

カンブール委員長 まず、最近10年の経験を踏まえてEUにおけるIFRSの適用について結論を出すとするれば、これは全体的に肯定的なものだと思います。EUは、2002年に、共通の言語であるIFRSに移行するという決定を行い、IFRSをEUで適用される会計基準として採用しました。当初、これは容易なことではありませんでした。監査人としての私の過去の経験では、こうした困難を非常に短期間のうちに受け入れ、解決した経済圏を他にほとんどないと思います。2002年から2005年とその後の数年間、私は当該プロセスの渦中にいたので、その経験を踏まえ、私は、フランスにおいてIFRSへの移行がプロフェッショナルな方法で非常に真剣になされたことを証言できます。しかし、それは人的資源やITシステムの導入をはじめとするコストの面で重大で困難な取り組みでした。

EUは、最終的に、共通の言語に移行できましたが、特に2007年から2008年の金融危機において大過なく乗り切ったことは、IFRS適用の成果といってもよいかと思います。欧州委員会が作成した報告書をお読みいただくと、全体的に成果が称えられていることがお分かりになると思います。しかし、この報告書では、IFRS財団とIASBのガバナンス、特に意思決



ASBJ委員長 小野 行雄氏

定プロセスについて、いくつかの懸念を指摘しています。これは、特に、米国会計基準とIFRSとのコンバージェンス・プロセスの終了又は鈍化を原因とするものです。このため、全体としてはEUにおけるIFRSの適用経験は良好だったといえますが、他方で懸念材料や改善の余地はあると思います。

また、EUにおけるIFRSのエンドースメントに関しては、エンドースメント手続にあたってEFRAGが深く関与していることを念頭に置く必要があります。EFRAGは15年前に設置されましたが、今回のレビューにおいて、3つの点でガバナンスの改革がなされています。まず第1に、2層構造の設置であり、従来、技術的専門家グループ(TEG)しかなかった意思決定プロセスについて、2つの階層が設けられました。つまり、引き続き、TEGは重要な存在ですが、新たに理事会が設けられ、理事会において、欧州の公益やマクロ経済的な金融安定、欧州経済の成長といった要素をIFRSのエンドースにおいて考慮することとされています。これがEFRAGのガバナンス改革の第1の特徴点です。

第2の特徴点は、各国の基準設定主体が

TEGと理事会の正式メンバーとされたことです。これによって、加盟国レベルにおける国内の基準設定と欧州レベルでの基準設定との間に連続性もたらされています。

第3の特徴点は、理事会における議長の選任です。EFRAG理事会の議長は、欧州委員会が提案し、欧州議会と欧州理事会による承認も受けることになりました。このように、全体的には、EUにおけるエンドースメント手続はより堅牢なものになったといえます。

また、一般的に、基準のエンドースメントにあたっては、基準開発前に影響度評価をしっかりと実施することが必要ということが認識されています。ある基準の原則が良いものであったとしても、経済や企業の資金調達を過度に混乱させる場合、当該会計基準が有害と考えられる可能性もあります。このため、ANC及びEFRAGは、自らの使命として、当該側面を改善する必要があると考えています。

小野委員長 ありがとうございます。それでは、次にIASBの活動について議論したいと思います。ご承知のとおり、ASBJと日本の関係者は、IASBが、企業結合において取得したのれんについて「減損及び償却アプローチ」の再導入を検討すること、概念フレームワーク・プロジェクトにおいて「純損益」に報告すべきものを決定するための強固な基礎を提供すべきであることを強く提唱しています。これらの点について、どのようにお考えでしょうか。さらに、IASBが今後検討すべき最も重要な論点はどのような点だとお考えでしょうか。

カンブール委員長 まず、私がこれから申し上げる意見は、大手企業に対してIFRSの強制適用がされており、選択の余地がない地域のものということをお含み置きください。また、ASBJの方と議論させていただいた結果、ASBJとANCには非常に多くの共通する見解があるということが分かっています。特に、

OCIの取扱いや純損益の計算書の重要性については、強く同意したところです。他方、のれん及び減損の論点については、現行の会計モデルを変更する便益が十分かについて定かではありません。これは、「減損のみのアプローチ」にも「償却及び減損アプローチ」にも、それぞれ賛否両論があるためです。のれんの会計処理をめぐる議論は、難しい課題です。

現行の会計モデルでは、「減損のみのアプローチ」に既に移行しており、我々は、会計モデルの揺り戻しやシステムの変更によって、現行の財務報告のモデルが混乱しないように慎重であるべきと考えています。これは、利用者、経営者、作成者のすべてにとって、度々の変更に対応することは非常に困難と考えられるからです。同時に、我々は、減損テストのあり方を改善できるという見解は、ASBJ、IASB、米国財務会計基準審議会（FASB）をはじめとする多くの関係者に共通のものと考えています。

また、私の経験では、特に欧州では、減損テストは非常に真剣に考えられており、ガバナンスの観点から厳しく監視されています。ASBJとの議論の際にもお話しましたが、私がある企業の監査委員会の会議に出席した際、減損についてトリガー事象があるか、トリガー事象があった場合にどの程度のことを行うべきなのかを含め、減損テストに非常に多くの時間を掛けて議論されていました。ですから、私は、現時点において、減損テストの仕組みは、改善の余地はあるものの、相対的には堅牢であると考えています。したがって、のれんの償却を復活すべきかどうかは定かではありませんが、減損テストのあり方については改善すべきだと考えています。

小野委員長 ありがとうございます。ところで、ご承知のように、日本の会計基準では、20年以内の期間でのれんの償却を要求しています。フランスの会計基準では、のれんの会計処

理の要求事項はどのようになっているのか、教えていただけますか。

カンブール委員長 この点は、ANCの審議会でちょうど議論したばかりです。ANCは、2013年に公表されたEUの会計指令を組み込むために、この点を検討しなければならなかったからです。フランスでは、無形資産は予想される耐用年数が確定できるかどうかに基づいて処理すべきとされています。個別財務諸表では、フランスの法制度の関係で、通常、のれんの耐用年数は確定できないと考えられるか又はそう推定されますので、この点に関しては現行のIFRSの考え方はかなり近いといえるでしょう。しかし、非常に具体的に耐用年数を見積ることができる場合には、償却と減損テストの双方を行うこととされています。このため、のれんについて耐用年数を確定できない場合には、当該のれんは償却されませんが、のれんの耐用年数が有限と分かっている場合には、償却が要求されます。

小野委員長 ありがとうございます。のれんの会計処理のほかに、今後IASBがどのような点を検討すべきかについて、お考えを伺いたいと思います。

カンブール委員長 まず、ある程度、会計基準の安定性が必要だと考えています。これは、財務情報の変化が大きすぎると危険だからです。他方、IASBはいくつかの論点に積極的に取り組む必要があると考えています。第1に、保険契約の会計基準(IFRS第4号)のフェーズ2を完了させる必要があります。また、IASBは開示に関する取組みを完了させるべきだと思います。さらに、概念フレームワークも完了させる必要があります。IASBが概念フレームワークに関する公開草案を公表した後、我々は公開草案の提案を非常に真剣に検討し、会計リサーチのシンポジウムを昨年12月に開催しました。概念フレームワークの見直しにあ

たっては、いくつかの点で歓迎すべき点がありますが、さらに掘り下げるべき概念もあると考えています。

他にも、IASBが検討すべきトピックは多くあります。例えば、資本の特徴を有する金融商品、排出物価格設定メカニズムなどです。

小野委員長 ありがとうございます。最後に、IASBの基準設定プロセスに関して、ASBJは、会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)会議で重要な論点について議論する機会を評価しています。他方、ASBJは、ASAFの運営のあり方を改善すべきと考えています。例えば、ASBJは、IFRS財団評議員会によるレビューに関する公開協議に対するコメント・レターにおいて、IASBが重大な暫定決定を行う前にASAF会議で議論されるべきという提案を示しました。ANCは、昨年7月からASAF会議に参加するようになりましたが、ASAF会議の印象についてお話しいただけますでしょうか。ASAFの運営について、どのような点を改善すべきとお考えですか。

カンブール委員長 ご紹介いただいたとおり、ANCは7月からASAFに参加し始めたばかりであり、また、世の中に完璧というものはないと思います。個人的には、全体として、ASAFは基本的に良い議論の場だと思います。これは、ASAFが、主要な基準設定主体のすべてが参加し、協力する枠組みであるからです。ただし、ASAFについては、単に意見交換を行うだけでなく、もう少し踏み込んでいくべきと考えています。

ところで、我々は、IFRS財団の評議員会の協議に対して、IASBのガバナンスについて検討すべき点を指摘しました。我々は、EUや日本のように、IFRSの適用にコミットしている場合や、IFRS財団に資金提供の面でコミットしている場合には、それらの国々の関係者は特に十分な協議を受けるべきと考えています。こ

これは、強制的な形であれ選択肢の形であれ、コミットメントがある場合、それを通じて、IASBにおける議論が現実社会のものであるためです。我々は、理屈だけに関心を有しているのではなく、現実の財務情報に影響があることに留意しなければなりません。少なくともIFRSにコミットしている国々については、IASBが意思決定を行う前に十分な見解を表明できるようにすることが重要だと思います。

小野委員長 お忙しい中、貴重なお話をいただき、どうもありがとうございました。

カンブール委員長 こちらこそ、ありがとうございました。ANCとASBJとの間で、今後とも有意義な関係が続けられていくことを期待しています。

(このインタビューは、平成28年1月19日に実施された。)